

○国土交通省告示第七十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八条の四第三号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務の指定

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八条の四第三号の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を、次のとおり定める。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十三条の評価員に同法第五条第一項の登録住宅性能評価機関が実施させる同法第七条第一項の評価の業務（評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第五の一―一(3)及び(4)、一―二(3)及び(4)、一―三(3)及び(4)、一―四(3)及び(4)、一―五(3)及び(4)、一―六(3)及び(4)並びに一―七(3)及び(4)に定める評価基準に従って行う評価の業務を含むものに限る。）
- 二 その他国土交通大臣が建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認められた業務

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。